放射線管理区域

放射線管理区域 ほうしゃせんかんりくいき

　radiation controlled area.　管理区域の中で、密封線源または放射線発生装置だけを取り扱い、外部被ばくのみが問題になる区域をいう。非密封線源を取り扱うため外部被ばくと内部被ばくの両方が問題となる汚染管理区域とは区別されているが、日常的には、放射線管理区域を略して単に管理区域と呼ぶこともある。放射線障害防止法の施行規則第1条1号及び平成12年告示（平成18年最終改正）第4条では放射線管理区域を、外部放射線に係る実効線量が3ヵ月間につき1.3mSvを超えるおそれがある領域等と定めている。

＜登録年月＞
2011年04月